

# 茗 溪



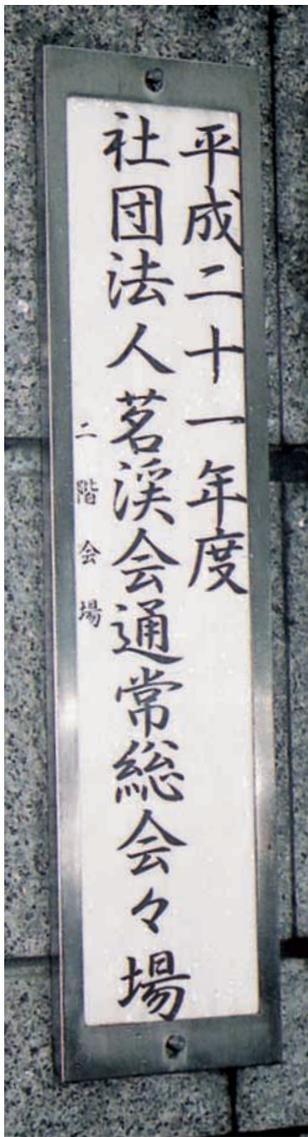
## 特集

- I 平成21年度茗溪会通常総会
- II 公益法人制度改革への対応について

■ グラビア： 01
■ 特集Ⅰ 平成21年度茗溪会通常総会： 02～06
■ 特集Ⅱ 公益法人制度改革への対応について： 07～14
■ 筑波大学で教員免許状更新講習始まる： 15
■ 第35回学生宿舍祭（やどかり祭）開催： 15
■ 朝永振一郎記念 第4回「科学の芽」賞募集： 15
■ 筑波大学「産学協同」 日本酒「桐の華」完成・販売： 15
■ 茗溪学園だより： 16
■ 著書紹介： 17
■ 茗溪会の公開講座（平成21年度の年間予定）： 17
■ 平成21年春の叙勲 おめでとございます： 18
■ 桐の葉のつどい： 18～19
■ 季刊誌「茗溪」などを確実にお届けしたい！： 20
■ 追悼録： 21
■ 第35回筑波大学学園祭「雙峰祭」のご案内： 21
■ 本部だより： 22
■ 編集後記： 22

meikei

夏  
2009  
No.1062



理事長挨拶 西野 虎之介



筑波大学長祝辞  
(代理) 筑波大学理事 阿部 生雄

平成21年度

# 茗溪会通常総会 から

(P.2 ~ P.6 参照)



## 筑波大学学生宿舎祭(やどかり祭) (P.15参照)





# 平成21年度 茗溪会通常総会

平成21年5月28日(木)午後2時から 茗溪会館にて

## 通常総会出席支部代表 (支部長・代議員) 一覧

敬称略

筑波大 図情橋会 北海道	柳本雄次 森 茜 山本勇 冲野隼夫 山本宇衛 大沼寛 青 森 宮崎 徹 下山晃弘 岩 手 高橋光彦 宮 城 遠藤和男 佐々木洋 秋 田 船木賢咲 福 島 鈴木弘文 茨 城 池田弘一 北 鶴卷勝夫 枋 木 北島瑞男 群 馬 小藤倉新一	琦 玉 荒井修二 関根政勝 荒井桂 奥谷多作 渡辺和男 矢嶋章司 岡野照幸 佐藤悟一郎 渡井穎司 中村周治 進藤善紀 榎本澄一 清水江元 堀江津康 新橋道人 高坂卷弘	長 野 佐藤 宏 瀧 永井成一 富 山 高山俊彦 石 川 (伊藤義秋) 静 岡 久下恭功 栗原進 中村幸広 伊藤宏 愛 知 大河原皓視 水野重夫 鳥山勇章 岐 卓 丹羽晴雄 滋 賀 北川高次 三 重 伊藤淳二 京 都 塩見均 大 阪 新堂庄二 久下正和	大 阪 飯田邦彦 兵 庫 酒井義人 奈 良 中谷元紀 鳥 取 藤岡明 島 根 有田博充 岡 山 金本晋也 平 田 浅野哲郎 廣 島 (大辻 明) 徳 島 木村潤 愛 媛 柳原一嗣 長 崎 大河内邦昭 熊 本 秀島史孝 大 分 土谷忠昭 木 許 正生
--------------------	--	--	--	---

( )は代理出席

平成二十一年度

# 茗溪会通常総会 挨拶 (要旨)

理事長 西野 虎之介



理事長 西野虎之介

ご協力なくしては、実現が出来ない問題ばかりでございます。新執行部のお力添えをご期待申し上げますところ大でございます。現在、大学当局とも折衝するべく、諸般の準備を進めているところでございます。

私どもの当面する課題と致しましては、昨年暮れに新しい法律によってすでに発効しております「公益法人制度改革」に基づいた見直しを、理事会内に、江田副理事長を委員長に特設いたしました検討委員会におきまして鋭意検討しているところでございます。

現行の公益法人は、民法に基づく法人でありまして、平成二十五年までは「特例民法法人」として扱われることになっております。

その間にわたしたちの法人は「公益社団」または「公益財団」の法人として認められる方向をめざすのか、あるいは、「一般社団」または「一般財団」の法人に移行するのか、その選択と手続きを進めなくてはなりません。

しかもこの問題は、先程もふれましたように、法的にはすでに進行している問題でありまして、あと四年半の間に、処理しなければならぬ事があるのでございます。本部と致しましても、この課題の解決に向けての検討案を本議場に提出致し、ご討議頂くべく、副理事長や関係理事からご説明を申し上げることにしております。

是非、全国の各地域支部や職域支部に所属する会員の皆さまが、一人一人の問題として熟慮していただきたいと存じます。

いまは、全員が団結して乗り越えて行かなければならない、大きな峠に差しかかっている重要な時であると思っておりますだけに、私自身も身を引き締めなくてはならないと感じてこの場に臨んでいる次第でございます。

どうぞ、よろしくご検討のほどお願い申し上げます。私の挨拶と致します。ご清聴有り難うございました。

先年の茗溪創基三十年、筑波大学開学三十周年を記念して、私どもをはじめ関係する多くの方々のお力添えをいただきました募金活動の成果として大学内に建設されました交流会館も、充実した活用がなされて今日を迎えております。

また、鶴川理事長時代からの懸案でございました茗溪会の筑波事務所も、その交流会館の中に開設され活発に運用されておりますことは、すでにご案内のところでございます。これも、大学当局のご理解ある成果であると私どもは深く認識し感謝申し上げますところでございます。

その筑波大学も、この四月からは新執行部が新たなる構想のもとにスタート致しておりますことは、皆さま方もすでにご存じのところでございます。

一方、私どもと致しましては、会員の世代交代や組織力、財政力の低下等といった茗溪会が抱えております諸問題の解決に併せて、同窓ネットワークの再構築や、大学をはじめ、私どもを取り巻き、理解をお示し下さっておられる関係諸方面の方々をも広く包含した、新しい構想の組織作りを目指していかなければならないものと思っております。

そのためにはどうしても、大学当局の更なるご理解や

本日、ここに、平成二十一年度茗溪会通常総会を開催致しましたところ、全国支部長、代議員のみなさま、理事・監事のみなさま、筑波大学からは学長代理として阿部理事・附属学校教育局長、また、多数の関係各位のご出席を賜り、心から御礼申し上げます。

特に今年は、世界同時不況の深化に加えて、この春頃から世界的規模での新型インフルエンザが猛威を振るっておりまして、お互いに厳しい状況の中で各位のご出席を賜っているわけでございますだけに、例年になく、一層、中身の濃い集まりにして参りたいと存じます。

皆さまのご協力の程をお願い申し上げます。次第でございます。

# 祝 辞

筑波大学学長 山田 信博

代理 筑波大学理事  
附属学校教育局長 阿部生雄



学長代理 阿部 生雄

本日は茗溪会にお招きいただきどうも有り難うございます。学長が公務で出席できませんので、学長の代理として私からご挨拶させていただきます。

大学は平成16年度に法人化されて今年度で6年目を迎え、昨年度から開学以来続けてきたナンパー学群が廃止され、現在、「人文・文化学群」「社会・国際学群」「人間学群」「生命環境学群」「理工学群」「情報学群」「医学群」「体育専門学群」「芸術専門学群」の9つの学群に編成されています。体育と芸術を除く7つの学群には、計23学群が置かれています。

この数年、学群教育では、「人間としての可能性を知る拠点つくばで拓く」というスローガンのもとに、「筑波スタンダード」を展開しています。その教育目標として、

- ① 「本質を究める確かな基礎力と柔軟な思考力に裏打ちされた創造性を養う」

- ② 「国際的な活躍の礎となる豊かな教養とコミュニケーション力を育む」

- ③ 「芸術やスポーツに親しみ、優れた文化的営みに感動

する力を養う」

- ④ 「自然と人間を慈しみ、積極的に社会に貢献する態度を育む」

- ⑤ 「生涯を通して学び、自立的に自己を成長させ続ける力を養う」

という五つの目標を掲げています。更に、現在では、「筑波大学スタンダード・大学院版」を策定し、優れた大学院生を養成する大学院教育の実質化を推し進めようとしています。

山田信博学長はあらゆる面で「開かれた大学」となることを目指し、固定観念にとらわれない「柔軟な教育研究組織」と、次代の求める「新しい大学の仕組み」を率先して実現するという筑波大学の開学時の基本理念を基にして知の総ての分野において、幅広い教育研究活動を展開することのできる総合大学を目指そうとしています。山田学長はその実現のために、要約すると次のような五つの目標を掲げています。

- ① 自然と人間、社会と文化に関わる幅広い専門性、既存の学問分野を超えて新しい知の領域を開拓し、国際的に卓越した業績を発信すること

- ② 学士課程から博士課程までの教育を通じて、豊かな人間性、創造的な知を身につけさせ、国際的に活躍できる人材を養成すること

- ③ 筑波研究学園都市にある研究機関との親密な関係を構築すること

- ④ アジアをはじめ世界に開かれた大学として、国際的な信頼性と発信力を有する大学を実現すること

- ⑤ 次代における大学の在り方を追及して、新しい仕組みを実現するための大学改革を先導すること

の5点です。一言でいえば、優れたリーダーを養成する国際的に競争力ある魅力的な総合大学を作ること、ということになると思います。先日、アジアの大学ランキングの発表がありました。筑波大学は19位でした。北海道大学や慶應大学より上位でしたが、更に上に行けるように努力してゆきたいと思えます。

現在、筑波大学は文部科学省の「グローバル30」に

募し、留学生30万人計画に貢献しようとしています。

単に留学生を海外に派遣するだけでなく、優秀な留学生を積極的に呼び寄せて国際的な教育を推進しようとしています。そのために、チュニジアやウズベキスタンに次いで、上海やベトナムにも筑波大学の海外拠点の設置を検討しているところです。

東京オリンピック・パラリンピック招致委員会と筑波大学との間で、オリンピックを一緒に普及しようとする提携もつい先日実現しました。わが校の前身である東京高等師範学校の校長で、アジアで最初のIOC委員であった嘉納治五郎先生が広めようとしたオリンピック教育を推進し発信して行くことは、筑波大学に最もふさわしい仕事だと思えます。

一方、東京教育大学の顔であった「大塚キャンパス」は、建物の老朽化のこともあり、今年度の補正予算で新たに建て替えようと計画しています。附属学校教育局、夜間大学院、法科大学院、理療科教員施設、放送大学等が共同利用する社会人教育のセンターとして、筑波大学の東京における重要な拠点を作ろうとしています。

更に、今年度から教員免許状更新講習の本格的実施に取り組んでいます。300余りの大学や機関が講習の実施を認定されていますが、筑波大学の講習内容の豊富さと質は、他大学を凌駕しているように思えます。筑波大学の力量がいかに発揮されています。

こうした筑波大学の新しい取り組みの基盤にあるものは、筑波大学のDNA、つまり東京高等師範学校、東京文理科大学、東京教育大学という「教育」を核にして発展を遂げてきたその足跡と歴史にありそうです。山田学長は、季刊誌『茗溪』で、同窓生の茗溪会入会が半数以下であることを憂え、大学と同窓会の交流の重要性を訴えています。茗溪会こそが筑波大学の発展を下支えすることは間違いありません。筑波大学が同窓会組織をどのようにつくるかには、大きな問題もありましようが、茗溪会に大きな役割があることは確かなことだと思えます。どうかこれからも大きなご支援を賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

# 通常総会議事（要旨）

平成二十一年度茗溪会通常総会は、五月二十八日に茗溪会館において、社員（代議員）総数二百六十七名のうち、出席九十名、委任状による出席百二十四名、合計二百十四名の出席を得て、定款第三十三条第一項により成立した旨、田中正造常務理事兼事務局長より報告があった。西野虎之介理事長の挨拶に続いて、筑波大学理事・附属学校教育局長の阿部生雄氏より学長代理として来賓祝辞をいただいた。続いて岡山支部の神文雄氏（33教大）が表彰された。

## 議長および議事録署名人の選出

定款第三十四条により正副議長の選出を諮り、事務局長から、議長に栃木支部、代議員の小林博彦氏（35教大地理）、副議長に東京の北多摩北支部、代議員の榎本善紀氏（50教大）を推薦するとの提案があり了承された。

小林議長から、定款第二十八条第四項により議事録署名人の選出が求められ、山梨支部、支部長・代議員の新津元氏（49教大英）および筑波大学支部、支部長・代議員の柳本雄次氏（49院博特教）が指名され承認された。

## 審議事項

(1) 第1号議案 平成二十一年度事業報告承認の件  
田中事務局長から資料に基づき次のような説明があった。

- 1 通常総会は五月二十九日に開催。
- 2 理事会は年間に十回、開催。
- 3 総務部会は、会費増収対策と財政基盤の強化を図り、東京地区の支部活性化と支部総会開催への働きかけを行った。二十二支部の総会に理事を派遣した。
- 4 大学支援部会は、学生活動の支援事業、就職ガイダンス（教職関係）講師派遣、諸行事への支援（卒業式、学園祭、茗溪・筑波グラウンドフェスティバル、ホームカミングデー、宿舍祭等）大学学群長・学群長との懇談会（大学との連携強化、卒業生の茗溪会入会促進対策等）を行った。

業式、学園祭、茗溪・筑波グラウンドフェスティバル、ホームカミングデー、宿舍祭等）大学学群長・学群長との懇談会（大学との連携強化、卒業生の茗溪会入会促進対策等）を行った。

5 公益事業部会は、前年度からの継続事業として、①キャリア情報の提供、就職ガイダンス講師派遣、就職受験対策研修会 ②公開講座等を開催。

また、九月十五日には追悼のつどい、十一月二十八日には第七回の顕彰式を開催した。また、定期刊行物の季刊誌「茗溪」を年間四回（合計 十一万六千部）発行した。

6 関連法人部会は、筑波学都資金財団、(学)茗溪学園及び茗溪会館経営に関する諸問題の解決に協力した。

7 筑波事務所運営企画委員会は、年間七回開催した。

8 公益法人制度改革検討委員会は、年間九回開催し新公益法人制度への対応について検討した。

9 地代改定検討会議は、第一生命保険相互会社の地代について十二回の検討を行った。

(2) 第2号議案 平成二十一年度収支決算書及び監査報告承認の件  
富田哲朗経理担当から資料に基づき詳細な報告がされた。（項目別の収入及び支出は7ページの収支計算書を参考にされたい）続いて、高橋三郎監事より監査報告がなされた。高橋監事は注意点として、本会の赤字体質に変わりがないことをあげた。

議長は、第1・2号議案の一括審議を諮り、全会一致で異議なく承認された。

(3) 第3号議案 平成二十一年度事業計画(案)承認の件  
田中事務局長が資料（6ページ参照）に基づき説明した。議長が質問・意見を求めたが特になく、計画案は全会一致で承認された。ここで議長が交替した。

(4) 第4号議案 平成二十一年度収支予算(案)承認の件  
富田経理担当が資料（7ページ参照）に基づき項目別の収入・支出について説明した。

議長は第4号議案について諮り全会一致で承認された。

(5) 第5号議案 公益法人制度改革への対応の件  
はじめに江田昌佑副理事長から検討委員会での経過が

説明され、ついで長瀬要石理事から提案説明がなされた。いくつかの質疑応答があったのち、議長は第5号議案について諮り、全会一致で承認された。（この議案については7～14ページ参照）

(6) 第6号議案 平成二十一年度役員半数改選(案)の件  
役員選考委員長の堀内昭三理事から理事重任十一名、理事新任二名、監事重任一名が提案され、異議なく承認された。

〔理事〕（重任） 新井達郎、江田昌佑、岡野 照、川田孝一、北島瑞男、小島和雄、杉山重利、鶴巻勝夫、長瀬要石、西野虎之介、藤原保明、西川 潔、福岡一雄、

〔新任〕 飯塚良成、

〔監事〕（重任） 飯塚良成、

以上ですべての議事が終了した。

## 報告事項

- (1) 会費納入状況について
- (2) 平成二十一年度規定代議員数について
- (3) 新入学・新卒業生の入会状況について
- (4) 茗溪関連法人について
  - 1 財団法人 筑波学都資金財団
  - (イ) 筑波大学学生宿舍管理事務所(高野大二郎所長)
  - (ロ) 筑波研修センター(染谷信洋所長)
- 2 学校法人 茗溪学園(柴田 淳校長)

## 事務連絡

- (1) 平成二十一年度公益事業の主な実施計画について
  - (2) 第八回(平成二十一年度)顕彰候補者の推薦依頼について
  - (3) 支部からの提出・報告・連絡文書について
- 以上で、茗溪会通常総会は予定されたすべての内容を終了し閉会した。
- 総会に引き続き、会場を四階に移して懇談会が開催され、西野理事長の挨拶に引き続き懇談がなされた。

# 平成21年度 社団法人 茗溪会 事業計画

1. 本年度の重点目標
- (1) 会員の増加促進
  - (2) 支部活動の活性化
  - (3) 筑波大学への支援
  - (4) 公益事業の充実
  - (5) 新公益法人制度への対応
2. 事業計画
- (1) 会員の増加促進対策
    - ① 支部の会員把握と会員の発掘対策
    - ② 筑波大学卒業生の入会増加対策
  - (2) 支部活動の活性化
    - ① 支部組織の強化と支部総会の開催
    - ② 支部主催の研修会、講演会、公開講座等への支援
    - ③ 会員情報の収集・把握(特に企業会員)と支部会員名簿の作成
    - ④ 支部と本部との連携強化
  - (3) 筑波大学への支援
    - ① 学生活動支援、学術・芸術・スポーツ等の顕著な活動に対する助成・表彰
    - ② 就職ガイダンス支援(講師派遣、進路情報の提供や進路相談)
    - ③ 茗溪会筑波事務所と大学との連携
  - (4) 公益事業の充実
    - ① 公開講座
      - (1) 開催場所  
ア. 東京地区 イ. 筑波地区
      - (2) 講座  
ア. 文芸公演 イ. 教養講座  
ウ. 研修講座等(教職受験対策研修会、高大連携講座等)
    - ② 追悼のつどい
    - ③ 顕彰事業
    - ④ 定期刊行物 季刊誌「茗溪」の発行
  - (5) 新公益法人制度への対応
    - ① 公益法人制度改革検討委員会の設置により新公益法人制度への移行について検討する。
    - ② 会員や支部組織への情報提供と共に、新公益法人の選択について一定の方向性を決める。

## 平成21年度収支予算書

平成21年4月1日から平成22年3月31日まで

単位：千円

<b>事業活動収支の部</b>	
1 事業活動収入	
① 地代収入	54,000
② 委託料収入	33,426
③ 会費・入会金収入	48,700
④ その他収入	4,800
事業活動収入計	140,926
2 事業活動支出	
① 事業費支出	87,570
1 教育振興事業費	20,100
2 啓発事業費	4,220
3 出版事業費	19,600
4 共済福祉事業費	1,050
5 会館維持経営事業費	42,600
② 管理費支出	36,960
事業活動支出計	124,530
事業活動収支差額	16,396
<b>投資活動収支の部</b>	
1 投資活動収入	0
2 投資活動支出	500
投資活動収支差額	-500
<b>財務活動収支の部</b>	
1 財務活動収入	0
2 財務活動支出	14,500
財務活動収支差額	-14,500
予備費	1,000
当期収支差額	396
前期繰越収支差額	302,337
次期繰越収支差額	302,733

## 平成20年度収支計算書

平成20年4月1日から平成21年3月31日まで

単位：千円

<b>事業活動収支の部</b>	
1 事業活動収入	
① 地代収入	54,000
② 委託料収入	33,426
③ 会費・入会金収入	40,508
④ その他収入	5,333
事業活動収入計	133,267
2 事業活動支出	
① 事業費支出	74,021
1 教育振興事業費	13,987
2 啓発事業費	2,661
3 出版事業費	14,488
4 共済福祉事業費	2,129
5 会館維持経営事業費	40,756
② 管理費支出	41,640
事業活動支出計	115,661
事業活動収支差額	17,606
<b>投資活動収支の部</b>	
1 投資活動収入	0
2 投資活動支出	0
投資活動収支差額	0
<b>財務活動収支の部</b>	
1 財務活動収入	0
2 財務活動支出	13,600
財務活動収支差額	-13,600
予備費	0
当期収支差額	4,006
前期繰越収支差額	298,331
次期繰越収支差額	302,337

# 公益法人制度改革への 対応について

《議案説明》

公益法人制度改革  
検討委員会委員長

江田 昌佑

茗溪会副理事長



江田昌佑委員長

専門委員を含む11名)を設けたことをご報告いたしました。その後、検討委員会は計11回にわたり議論を重ね検討を進めて参りました。

茗溪会は現在、特例民法法人として位置づけられておりますが、平成25年11月30日までに、一般法人または公益法人として認められるための手続きを進めなければなりません。

茗溪会の本部として、この課題を解決するため検討すべきことを論点整理いたしました。議案として本日の総

会席上に提出いたしますので、ご討議をいただきたくと存じます。

本日はもつとも基本的なことごらについて説明し提案するものであります。

私から本日の提案「公益法人制度改革への対応(案)」(総会議案)について説明し、別添の資料「中間とりまとめ(論点整理)」を、検討委員会を代表して理事の長瀬要石委員から説明申し上げ、ご理解を求めらるものであります。

昨年の  
通常総会  
で、本部  
理事会内  
に「公益  
法人制度  
改革検討  
委員会」  
(副理事  
長、事務  
局長、4  
部長及び

はじめに述べておりますような背景で、新制度への移行が必要となつてまいりました。(本誌8ページの「中間とりまとめ」参照)

そこで「対処方針」ですが、それは、「本会は今後以下の諸点を検討の上、法令の定めるところに従い、所定の内部手続きを経て、新たな法人への移行を図るものとする」と明記いたしました。ここでの以下の諸点とは、次にあげます3点でございます。本会にとつて問題解決のための重要な課題であると考えております。まず(1)公益目的財産の取扱いについてでございます。本会が有している「公益目的財産」は、法人の自由な意思決定では処分できないこととされています。したがつて、どのような枠組みで対応するかについて検討いたします。

(2)は財団法人筑波学都資金財団との関係についてでございます。

移行期間内の特例措置として公益法人相互の合併制度が設けられ、合併が可能になっていきますので、本会は単独で新法人への移行を図るか、財団法人筑波学都資金財団との合併を経て、新法人へ移行するかについて検討いたします。

(3)は法人形態の選択でございます。

かねてから同窓会法人は公益法人として適当でないと思われております。また、公益社団・財団法人には厳格な公益認定基準の遵守が義務づけられておりますし、かつ行政庁の検査・勧告・命令に従うことなどが規定されており、それらを総合的に勘案しながら、いかなる法人形態が妥当かについて検討いたします。

つぎに「留意事項」ですが、国立大学法人化等の新たな状況を踏まえまして、本会と母校・筑波大学との連携を強化することが重要な要件であると思っております。

茗溪会の新法人への移行のあり方を検討する過程においても、大学との連携強化のあり方や同窓会組織のあり方について、大学側と協議する必要があります。

最後に今後の基本的なスケジュールであります。

新法人への移行にあつて、予想される手続き上のことがらが多々出て参ります。年次別に記したスケジュール表(14ページ別掲「新法人移行の工程表」参照)を提案いたします。本年度についていえば、通常総会では移行フレームワーク(主要論点と検討の方向、移行スケジュール等)の承認をお願いいたすところでございます。次年度の通常総会では、基本方針が確定できるよう、諸問題の解決にあつて承認を得られるように進めたいと考えています。以下、平成25年の移行期間満了に至るまで工程表に示すとおりであります。新法人への移行に当たっては会員の合意形成を図ることが重要なことと考えています。このようにして、期間内に移行手続きを完了するための計画を遂行したいと思っております。

本部理事会及び検討委員会としては、主要論点と検討の方向をめぐることがらについて問題の解決を図ることが、新法人への第一歩と考えております。

最後にお願ひしておきますが、検討過程の中で全国各支部等のご意見を何らかの形で頂戴することが生じると考えております。このことについてのご意見もお伺ひしたい。個人的な意見についても積極的に事務局等にお寄せいただければ幸いです。

# 公益法人制度改革への対応

## 中間とりまとめ (論点整理)

### 公益法人制度改革検討委員会

茗溪会通常総会において、公益法人制度改革委員会の中間とりまとめが資料として提出され、委員会を代表して理事・長瀬要石委員が説明した。以下に資料全文を掲載し、長瀬委員の説明と質疑応答を摘録する。

\*  
社団法人茗溪会の理事会の下に設置された公益法人制度改革検討委員会（委員長・江田昌佑副理事長）は、平成20年3月17日から平成21年4月24日までの間、11回にわたり新法人制度への移行に関する検討を行ってきた。この資料は、今後の検討に資するため、これまでの新制度移行に係る主要な論点を中間的に取りまとめたものである。

### 1 公益法人制度改革の要点

#### 要点1

目的 民間非営利活動の健全な発展と設立  
許認可の一元化・簡素化

(1) 民間非営利部門の活動の健全な発展を促進し、従来の

公益法人制度の問題点を解決するため、従来の主務官庁による許認可制度を改め、登記のみで法人が設立できる制度を創設する。  
(2) このうち、公益目的事業<sup>注1</sup>を行うことを主目的とする法人については、内閣府公益認定等委員会の意見に基づき公益法人を認定する制度を創設する。

#### 【従来の制度の問題点】

① 各主務官庁が「法人格の取得」、「公益性の判断」、「税制上の優遇措置」を一体的に扱ってきた。  
↓主務官庁間における取扱いの不整合

② 営利法人類似の法人が税制上の優遇措置を受けてきた。  
↓課税上の不公平

#### 【新制度の特徴】

① 法人格の取得と、公益性の判断とを分離する。

② 営利を目的としない社団・財団は、登記のみで簡便に法人格を取得できる制度を創設する。

注1 要点6参照。

#### 要点2

移行期間は5年間である

(1) 従来の公益法人（「特例民法法人」という）は、平成25年11月30日までに移行の申請を行う必要がある。  
(2) 移行期間内に移行の申請を行わなかった特例民法法人は、解散したものとみなされ、法人を清算する。

(3) 特例民法法人は、従来の主務官庁が監督する。

### 長瀬委員の総会説明から



長瀬要石委員  
(茗溪会理事)

### 公益法人制度の見直しはなぜ

明治29年に民法が制定され、その中に公益法人の制度が盛り込まれました。爾来、1世紀が経過しましたが、公益法人についての大きな改革はなされず今日に至っております。この間に、経済社会の情勢が大きく変化し、公益法人制度についても新しい仕組みが求められる時代になってきました。

民間の非営利活動が活発に展開されてきている中で、これを促進していくための枠組みとして新しい法人の形を作ろうというのが、制度見直しの大きなねらいではないかと思われます。

他方では、公益性の判断基準が不明確だったため、営利法人と類似の法人や共益的な法人が、公益法人として税制上の優遇措置を受けるといった問題点が指摘されるようになりました。さらに、公益法人の乱脈経営や不祥事もおこり、公益法人らしくない法人が出てきたり、また官庁のたて割りの弊害や、主務官庁との癒着も問題となりました。

このような背景の下で、3年ほど前に、一般法人法、公益認定法、関係法律整備法（いずれも略称）の三法が制定され、昨年12月から施行されました。なお、平成8年の閣議決定では、「共益」的事業とされる同窓会法人も問題視され、本会としてもこれに対応する必要に迫られておりました。



別表 1	公益社団・財団法人	一般社団・財団法人
許可・認可	公益認定等委員会が審査し、主務官庁が認定。	公益目的支出計画が適正・確実であること⇒公益認定等委員会が審査し、主務官庁が認可。
事業等	公益目的事業比率が50/100以上であることなど公益認定基準の遵守・実施が必要。	柔軟な事業展開が可能。ただし、公益目的支出計画実施中は、計画の着実な実施が必要。
監督等	報告聴取・立入検査の実施。 行政庁による勧告・命令。 認定の取消し。	原則、法人の自由な運営が可能。 ただし、公益目的支出計画実施中は、行政庁に実施報告を提出。
税制	法人税：収益事業のみに課税（公益目的事業は非課税）。 「特定公益増進法人」（寄付優遇の対象）に該当。	「共益的活動を目的とする法人」等は収益事業のみに課税。 受取利子等に係る源泉所得税の課税。

表に掲げる事業  
B 不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するもの注2

↓AでありかつBであること。

(2) 公益目的事業比率が100分の50以上となると見込まれること

(3) 公益目的事業に必要な経理的基盤及び技術的能力があること

(4) 収益事業等が公益目的事業の実施に支障を及ぼすおそれがないこと

(5) その他、法人の事業の性質・内容、財務・財産、機関等に係る基準

注2 内閣府公益認定等委員会「公益認定等ガイドライン」（平成20年4月）の「参考 公益目的事業のチェックポイントについて」では、「機会が一般に開かれているか」は「共益的に行われるものを除く趣旨」であり、「受益の機会が特定多数の者（例えば、社団法人の社員）に限定されている場合は、原則として共益と考えられる」とされている。

**要点3**  
新法人には、公益社団・財団法人と一般社団・財団法人がある。

**要点4**  
公益社団・財団法人には厳格な認定基準が設定されている。

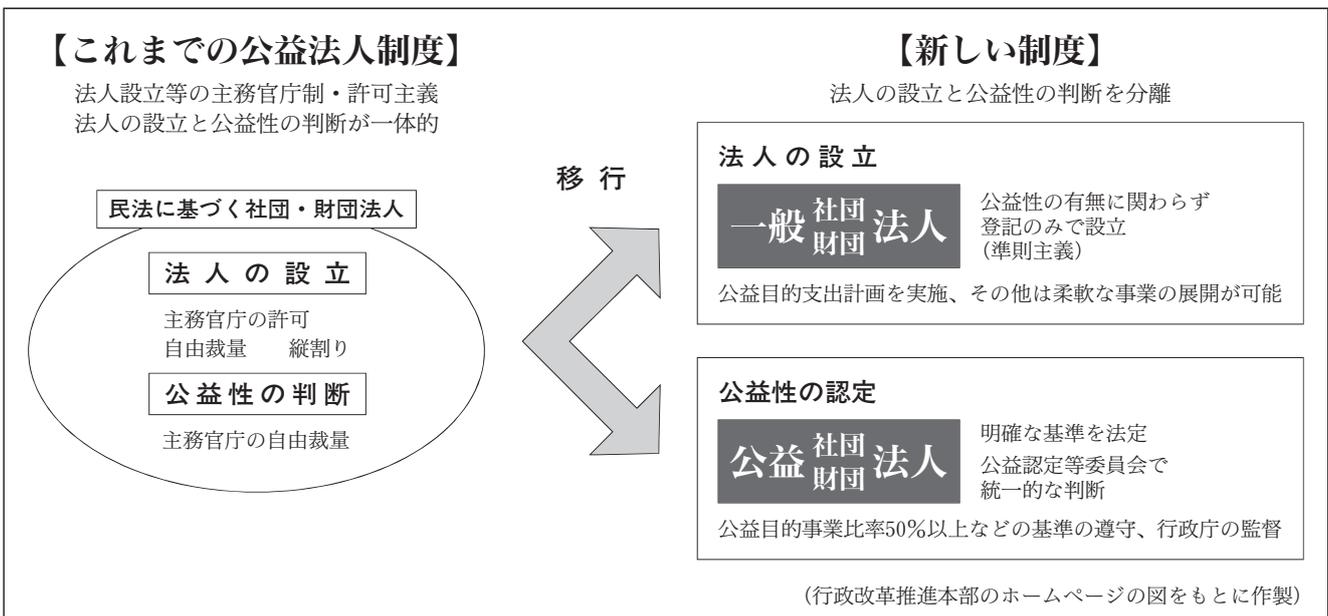
新制度の法人には、公益社団・財団法人と一般社団・財団法人がある。両者の主な相違点は、別表1のとおりである。

**要点3**  
新制度の法人には、公益社団・財団法人と一般社団・財団法人がある。両者の主な相違点は、別表1のとおりである。

**要点4**  
公益社団・財団法人には厳格な認定基準が設定されている。

A 学術、技芸、慈善その他の公益法人認定法別

(1) 「公益目的事業」の定義を満たすこと





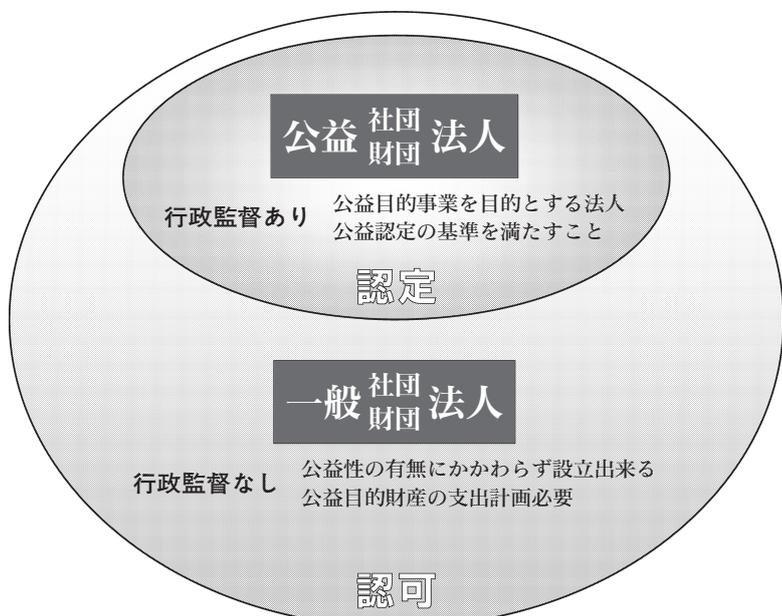
## 要点5

特例民法法人には合併制度が特設されている

- (1) 合併制度は、特例民法法人が新制度に基づく法人に円滑に移行できるようにするために設けられたものである。
- (2) 特例民法法人は、他の特例民法法人とのみ合併できる。ただし、吸収合併に限る。
- (3) 特例社団法人と特例財団法人が合併する場合  
 存続する法人が特例社団法人 ↓ 特例社団法人  
 存続する法人が特例財団法人 ↓ 特例財団法人

## 要点6

一般社団・財団法人にも公益目的支出計画の履行義務がある



(行政改革推進本部のホームページの図をもとに作製)

- (1) 一般社団・財団法人に移行する場合でも、これまで保有していた財産をそのまま保有できる。
  - (2) ただし、その財産は、それまでに公益法人として取得し、税優遇の恩恵をうけながら蓄財したものであるから、その財産に相当する価額の財産（公益目的財産）は、法人の自由な意思決定では処分できない。
  - (3) 移行後、公益目的財産の価額に相当する分だけは、公益のための事業を行って費消しなければならぬ。
  - (4) 一般社団・財団法人に移行する際、公益目的財産をどのように費消するかに関する計画（公益目的支出計画）を策定し、その内容について行政庁の認可を受けなければならない。
- また、移行後は、その計画を着実に履行しなければならない。ならず、その範囲で行政庁の監督に服することとされている。

## 一般法人と公益法人

（長瀬委員の説明から）

新しい制度では、一般社団・財団法人と公益社団・財団法人があります。両者にはどのような違いがあるのでしょうか。これはしばしば2階建ての建物に喩えられます。ここでは、一般法人は大学に、新公益法人は大学院に喩えてみたいと思います。

一階の大学（に当る一般法人）には入り易くなります。定款を定めて公証人の認証を受けるだけで設立できます。入り易く柔軟で自由な運営が出来るのです。唯一、公益目的支出計画を作ることが必要です。

しかし、大学を卒業して大学院（新公益法人）に入るとなると、大学の厳しい卒業試験と大学院の入学試験をパスしなければならず、そのハードルは非常に高くなります。公益認定等委員会の審査を受け、認定基準を遵守し実施することが求められ、報告聴取、立入検査、勧告、命令、認定取り消し：というような厳しい監督がなされます。

それでは公益法人になるためには、どのような認定基準があるのでしょうか。まず、公益目的事業には2つの要件が必要です。一つは、学術、技芸、慈善、その他公益法人認定法別表に掲げる23の事業であること、いま一つは、不特定多数者の利益の増進に寄与するものであること、この2つの要件を同時に満たす必要があるのです。

この後段に関しては、受益の機会が特定多数の者、たとえば社団法人の場合は社員、つまり著学会の会員に限定されている場合には、原則として共益と考えられ、公益ではないというガイドライン上の解釈となります。

## Ⅱ 社団法人茗溪会の課題

### 課題1

新法人制度と同窓会法人としての共益性と関係の整理が必要である

(1) 本会は、定款第2条において、その目的を「国内外の学術、文化、教育等の進展に寄与し、併せて会員相互の互助、啓発を図ること」と規定している。

すなわち、本会は、「学術、文化、教育等の進展に寄与」するという「共益性」と「会員相互の互助、啓発を図る」という「共益性」とが並存する社団法人である。しかるところ、本会は同窓会法人であることから、その会員資格を定款第5条において特定の者に限定しており、これを第2条(目的)の「会員相互の互助、啓発」とあわせて考慮すれば、「共益性」は本会存立の根幹をなすものであると考えられる。

(2) したがって、本会が、「共益性」を排除ないし制約し「共益性」に特化する方向で対応するか、同窓会法人としての基本に則り「共益性」に即して対応するかは、新制度への移行に当たり最も重要な課題である。

【ガイドライン】脚注2(P9) 参照

### 【平成8年閣議決定】

「公益法人の設立許可及び指導監督基準」(平成8年9月20日閣議決定)では、次のように記述されている。

① 目的について

「公益法人は、積極的に不特定多数の者の利益の実現を目的とするものでなければならず、次のようなものは、公益法人として適当でない。

(1) 同窓会、同好会等構成員相互の親睦、連絡、意見交換等を主たる目的とするもの(以下省略)。

② 事業について

公益法人の全事業に占める公益法人にふさわしい事業の規模は、「可能な限りの総支出の2分の1以上であるようにする」注3。

注3 本会は、この基準に従って、公開講座、教育助成などの公益活動を展開している。

### 課題2

財団法人筑波学都資金財団との関係の整理が必要である

(1) いわゆる茗溪三法人のうち、茗溪学園は私立学校法に基づく学校法人であり、旧民法第34条に基づく公益法人ではない。したがって、今回の公益法人制度改革の対象となるのは、本会と財団法人筑波学都資金財団である。

(2) 今次制度改革では、特例民法法人に合併制度が設けられているところ、本会と筑波学都資金財団がそれぞれ個別に新法人への移行を図ることとするのか、両者が合併のうえ新法人に移行するのかについて、両法人間の連携を密にしつつ検討する必要がある注4。

注4 第7回委員会以降、筑波学都資金財団の専任理事3名がオブザーバーとして委員会審議に参加する措置が講ぜられた。

### 課題3

筑波大学との連携を強化し校友会構想への対応を図る必要がある

(1) 国立大学法人化等の新たな状況を踏まえ、本会と筑波大学が連携を強化し、相互支援の深化を図ることが必要である。

(2) また、①筑波大学卒業生が全同窓生の過半を占めるに至っていること、②卒業生の就職分野が多様化していること、③本会の会員組織率が低下していること、④さまざまな範囲、規程等の同窓単位組織が存在することといった、近年の本会をめぐる状況への対応も視野にいれる必要がある。

(3) したがって、本会の新法人への移行形態を確定していく過程では、筑波大学との連携強化のあり方や校友会構想への対応について、本会としての構想と方針を明らかにしていくことが求められている。

## 公益目的財産額とは何のいふ

前門の虎、後門の狼

(長瀬委員の説明から)

公益目的事業とは、「学術、技芸、慈善その他の公益に関する別表各号に掲げる種類の事業であって、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するもの」(公益法2条4号)と定義され、さらに別表には、「学術及び科学技術の振興」「文化及び芸術の振興」「児童又は青少年の健全な育成」「教育、スポーツ等を通じて国民の心身の健全発達、豊かな人間性涵養」等、23項目の事業項目が掲げられています。

公益法人として認定されるためには、これらの公益目的事業にかかる費用の、その法人の全支出に占める割合(公益目的事業比率という)が50%以上であることが必要とされています。

一般法人に移行した場合でも、これまで民法上の公益法人として認可されて活動し、税の優遇措置も受けてきましたので、その間に蓄積した財産は、「公益目的財産」とみなされ、これを何年間かの間に消費し尽くすことが求められております。では、公益目的財産額はどのようにして計算されるのでしょうか。それは法人の決算の貸借対照表に表れている純資産額に基づいて算定することとなっております。

公益法人に移行するか一般法人に移行するか、いずれの場合でも、将来にわたって公益事業の実施が厳しく課せられているので、いわば「前門の虎、後門の狼」という状況です。

公益目的事業費率(50%以上)

公益目的事業の費用	収益事業等の費用		運営費
	共益事業	収益事業	

【別添資料】

「茗溪会の理想と現実（図）」及び「（参考）同窓会連合会と校友会（図）」（茗溪会筑波事務所運営企画委員会中間報告）から抜すい

課題4

公益目的財産の価額を算定し支出計画を示す必要がある

(1) 一般社団法人への移行を選択する場合には、公益目的財産の価額を算定し、一定期間内<sup>注5</sup>にその価額に相当する金額を公益目的に支出することによりゼロとすることとされている（「公益目的支出計画」の策定と行政庁による認可）。

(2) 本会が、新法人への移行に際し、旧民法第34条の公益法人として蓄積してきた公益目的財産にどのような対処するかは、重要な検討課題である。

このため、本会の公益目的財産の価額を正確に算定する必要がある。

注5

期間の上限に関する明示の規定はないが、相当の長期間（例えば30～50年）を想定しても良いと言われており、最近、一般社団・財団法人への移行を申請した事例の中には、75年、90年等としているものもあると伝えられる。

課題5

新法人移行について会員の合意形成が必要である

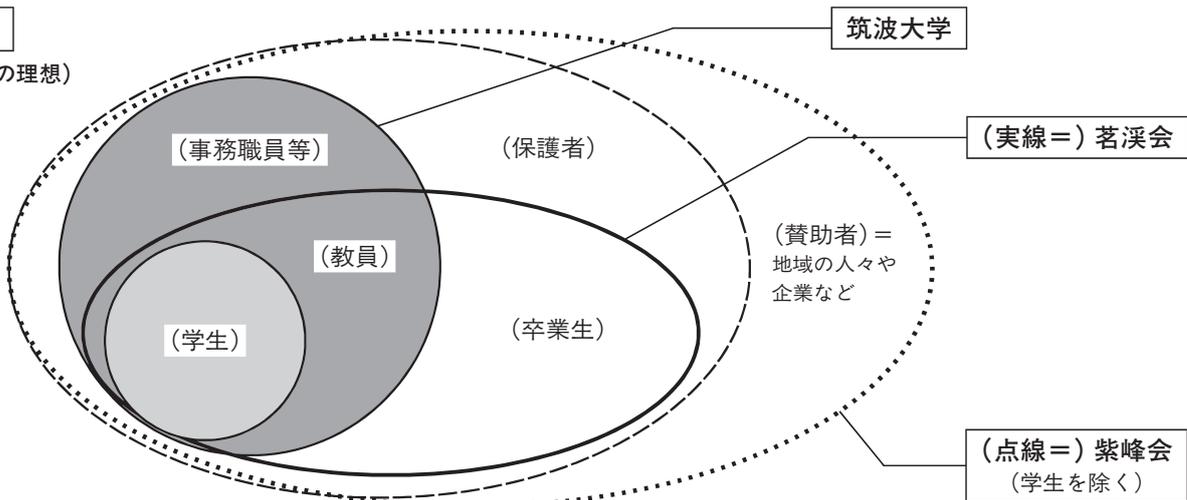
(1) 本会が新法人への移行に当たり、いかなる形態を選択するか、それとの関連において組織のあり方をどのように構想するかについて、全国の会員の合意形成を図り、成案を得なければならぬ。

(2) 平成25年12月までの移行期間内に、ある程度の余裕をもって新法人への移行が完了するよう、その工程を示していく必要がある。

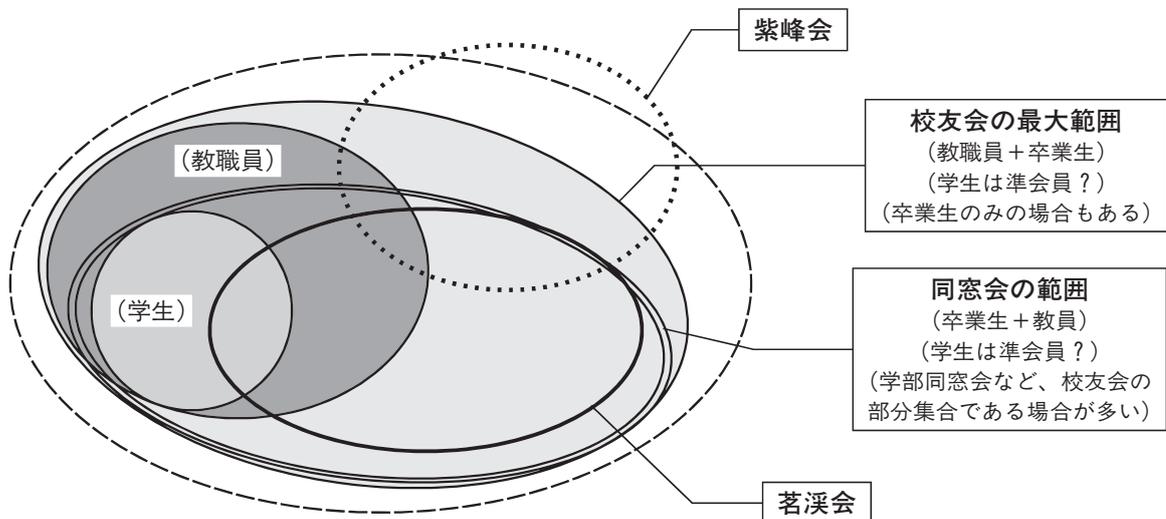
【別添資料】 茗溪会の理想と現実

理想

（定款上の理想）



現実



「茗溪会筑波事務所運営企画委員会中間報告」から抜すい

### Ⅲ 公益法人制度改革の選択肢

#### 1 新法人の形態及び合併に関する選択

#### 選択肢1 公益社団・財団法人に移行する

##### Option 1-A 財団法人筑波学都資金財団と合併する。

(i) 社団法人茗溪会が財団法人筑波学都資金財団(以下「資金財団」という)を吸収合併し、公益社団法人化する。

##### 【問題点】

「同窓会は公益法人として適当でない」との平成8年閣議決定の趣旨に照らせば、公益認定上かなりの困難が予想される。仮に、「公益認定ガイドライン」に沿った公益的活動を事業の中心に据えれば、同窓会としての公益性がかなり制約されることになる。資金財団が社団法人茗溪会を吸収合併し、公益財団法人化する。この場合、「公益財団法人茗溪財団(仮称)」は専ら公益的活動を担い、新たに設立される「一般社団法人茗溪会(仮称)」が同窓会活動を展開することを想定する。

##### 【合併及び法人格取得のステップ】

Step 1	資金財団の名称を「財団法人茗溪財団」に変更↓認可の申請
Step 2	両法人による合併議決↓合併↓認可の申請
Step 3	本会の消滅に伴い任意団体としての「茗溪会」を設立
Step 4	合併後の茗溪財団による「公益財団法人茗溪財団」への移行に係る議決↓認定の申請
Step 5	任意団体である「茗溪会」の「一般社団法人茗溪会」としての設立を登記

##### 【問題点】

- ① 母体の法人が関連法人に吸収されることになる。
- ② 上記各ステップについて、法令に則った適正な手続であるか(Due Process)を慎重に詰める必要がある。
- ③ 「茗溪会」が一定期間法人格を失うことで問題が生じないか検討する必要がある。
- ④ 「茗溪会」の財政基盤がどうなるかについて、検討が必要である。

##### Option 1-B 合併せず個別に対処する。

(i) 社団法人茗溪会を公益社団法人化する。

【問題点】 Option 1-Aの(i)に同じ。

(ii) 資金財団については、公益財団法人にする選択と一般財団法人にする選択とがある。

#### 選択肢2

#### 一般社団法人または一般財団法人に移行する

##### Option 2-A 社団法人茗溪会を一般社団法人化する

##### 【問題点】

- ① 公益事業の実施に制約がなく、かつ主務官庁の監督等を受けなくて済むメリットがある。
- ② 他方、公益目的支出計画の実施等の負担が大きくなり、結果として自由な活動が制約されるおそれがある。

##### Option 2-B 社団法人茗溪会が資金財団を吸収合併し、そのうえで一般社団法人化する。

##### 【問題点】

- ① 合併によって、同窓会法人としての総合力が強化されるといふメリットがある。
- ② 他方、一般社団法人となるため、公益目的支出計画の実施等の負担が大きくなることに変わりはなく。

##### Option 2-C 資金財団が社団法人茗溪会を吸収合併し、そのうえで一般財団法人化する。

Option 2-C 資金財団が社団法人茗溪会を吸収合併し、そのうえで一般財団法人化する。



### 総会での質疑応答から

#### 茗溪会の公益事業とは何ですか

質問 たいま伺いました論点整理は、たいへんよくわかりクリアカットになっていて敬意を表します。その上で、教えて欲しいことがあります。茗溪会で公益目的事業にはどんな事業がありますか。50%以上というのはどの事業がそれに相当するのでしょうか。資金財団の方でも、研修センターの事業はまさに公益事業だと思いますが、財団全体では50%以上になるのでしょうか。

回答(長瀬委員) 旧制度でも、全事業に占める公益事業は可能な限り総支出の2分の1以上というのが、茗溪会の置かれている状況です。この観点から、公開講座、助成事業、その他の公益的事業を行い、主務官庁である文科省の承認をいただいています。新しい制度のもとでは、公益法人になるのか一般法人になるのかは別として、いずれにしても公益事業を特定していく必要があります。その際、公益認定等委員会事務局等に事業の解釈について質問していく必要があるかと思えます。回答(田中事務局長) 文科省からは毎年決算報告を含めて指導があります。こちらとしては公益事業はこれであるとして50%ギリギリ超える形で報告していますが、文科省としての評価の仕方があり、なかなかそのように評価してくれないという現実があります。例えば季刊誌『茗溪』の発行は、われわれは公益事業と考えて、記事の内容は同窓生だけではなく一般の公益的な内容を入れながら、文科省には公益事業の一つであると理解を求めています。これまでは指導で済んでいます。これからは公益認定等委員会の厳格な審査となり、なかなか厳しくなるだろうとの見方をしています。

## 2 公益目的財産に関する選択

### 選択肢3

新法人が公益目的財産を承継する

**Option 3** 移行法人が社団法人茗溪会から公益目的財産を承継することとし、公益目的財産額に相当する金額に係る「公益目的支出計画」を作成して、一般人移行の認可を受ける。

### 選択肢4

公益目的財産を国立大学法人等に譲渡する

**Option 4** 新法人への移行に当たって、「公益目的財産」に係る「資産」を取り崩して、国立大学法人筑波大学など法令において認められている本会の関係法人に寄附する。

#### 【問題点】

- ① 本会の会員の合意が得られるか。
- ② この場合、「資産」に関連する権利義務関係について遺漏のないよう精査し、寄附の手続において瑕疵が生じないよう慎重に措置する必要がある。

## 3 組織のあり方に関する選択

### 選択肢5

現状に特段の変更を加えない

**Option 5** 組織改革がどのような段取りで進められるか不透明である。したがって、組織改革は公益法人制度改革問題と切り離して別途検討することとし、現行の組織のあり方に変更を加えることを新法人移行の前提としない。

### 選択肢6

本会の組織のあり方を改革する

**Option 6** 他の大学における校友会（ないし同窓会連合会）の事例を参考にしつつ、新法人への移行と一体的に同窓会組織のあり方について検討する。

#### 【組織のあり方についての選択】

- ① 連合同窓会を組織し、本会をその中核的な法人として位置づける。
- ② 本会をもって校友会とする。会員は、個人会員及び団体会員（同窓単位組織等）とする。
- ③ 支部組織などのあり方を見直す。
- ④ その他

#### 【問題点】

- ① 本会の会員の合意をどのように形成していくか。
- ② 筑波大学当局の意向を確認し、大学及び他の同窓単位組織等と意思の疎通を図りつつ、関係者が共同して作業を進める必要がある。

## IV 新法人移行の工程表

以下は現時点での案である。今後、新法人の形態、合併の有無及び組織改革の動向などに関する検討の進展に応じて、工程表の詳細化を図る必要がある。

平成20年	[12月1日移行期間開始]
21年	* (通常総会) 移行フレームワーク（主要論点と検討の方向、移行スケジュール等）の承認 * 基本方針案の作成
22年	* (通常総会) 基本方針の承認 * 移行の詳細設計
23年 ～ 24年	* (通常総会) 移行大綱の承認、(合併を選択の場合は、合併の議決) * 許認可申請関係書類等の作成、(合併契約の締結⇒申請⇒登記) * (通常総会/〈評議委員会〉) 定款(寄附行為)変更、公益目的支出計画等総会(評議委員会)附議事項の議決 * 認定・認可の申請(公益法人不認定⇒一般法人認可申請)、登記
25年	[11月30日移行期間満了]

## 公益目的支出計画はどのような

**質問** 一般法人になった場合、公益目的財産として認定されたものを、50年なり70年なりかけて支出する計画を作成しなければならぬということ、たいへん驚いています。

例えば動産・不動産合わせて10億あるとすると、10年間で1年1000万支出していくという認識でよいのでしょうか。

**回答(江田委員長)** 私どもも、そのように考えておりますが、ただ、どれくらいの額になるかについては、認定等委員会はじめ関係機関に相談していきたいと考えています。

## 茗溪会の合併はできませんか

**質問** 資金財団と茗溪会が合流して一般法人となり、そのあとで公益的事業をまとめ、その事業だけを分離して法人を作ることは出来るのでしょうか。

**回答(長瀬委員)** 社団法人茗溪会と財団法人筑波学都資金財団が合併して財団法人となり、そのあと公益目的に特化することは可能です。

財団という形にするなら、財団は人的結合体ではないので共益性を排除できるし、公益事業を展開しやすくなると思います。

また、合併して一般社団法人になったのち公益社団法人になるというのは、一般論としては、大学から大学院に進む制度がありますので、可能です。しかし、当会は同窓会を基盤とする団体ですので、公益認定を受けることは、なかなか難しいのではないのでしょうか。

ただ、いったん社団または財団の一般法人になって、公益部分と共益部分を分離するという形が可能かどうかは、少し制度的な検討が必要だと思います。

## 筑波大学で教員免許状更新講習始まる

昭和21年3月31日までに普通免許状または特別免許状を授与された現職教員等で、昭和30年・昭和40年・昭和50年の4月2日から翌年3月31日までに生まれた人を対象に教員免許更新講習が筑波大学でも始まりました。

筑波大学での講習の特色は、他の大学にない幅広く総合的な「筑波カリキュラム」による講習と筑波大学の附属学校11校の教育現場を体験して、最新の教育方法等を実践的に学ぶことが出来るという点にあります。

講習は、筑波キャンパスのほか、大塚地区、各付属学校でも受講でき、必修科目として「A教育の最新事情」を2日間で12時間、選択科目として「B現代教育の課題と展望」「C教養の新たな世界を体験する」「D付属学校実践演習」を、各1日で6時間受講する必要があります。

必修講習は、すでに6月6日・7日から開始されています。今後の予定としては8月3日・4日（筑波）、8月20日・21日（大塚）、10月31日・11月1日（筑波）で開催されます。申し込み方法はWeb申込による先着順で、切は各講習の4週間前までです。選択科目Bは、8月5日に筑波キャンパスで15講座、8月22日に附属駒場中・高等学校で15講座、同じく8月22日に附属視覚特別支援学校で5講座、8月23日に附属駒場中・高等学校で1講座が開講されます。選択科目Cも、8月6日に筑波キャンパスで14講座、8月23日に附属駒場中・高等学校で6講座、同じ日に附属視覚特別支援学校で4講座が開講されます。選択科目Dは附属小学校、中学校、高等学校、駒場中・高等学校、坂戸高等学校、視覚特別支援学校、聴覚支援特別学校、大塚特別支援学校、桐ヶ丘特別支援学校、久里浜特別支援学校の附属11校で開催されます。日時、定員等、詳しいことは左記にお問い合わせ下さい。

### 問い合わせ先

〒305-877 つくば天王台1-1-1  
筑波大学 教員免許状更新講座推進室  
TEL 029-853-2096 / 8037  
FAX 029-853-6303  
E-mail Kousin@un.tukuba.ac.jp

## 第35回 学生宿舎祭(やどかり祭)開催

本年は5月29日の前夜祭が雨のため中止となり、30日の本祭だけとなった。当日は午前11時20分から夜21時50分まで次のような内容で盛大に平砂学生宿舎駐車場周辺で開催された。(グラフィック参照)

本祭オープニングは平山学生実行委員長の開会の挨拶に続き、山田信博学長・西川潔副学長・鶴巻勝夫若溪会理事・鮎川光義紫峰会役員の祝辞があった。

その後、ミニステージ、縁日(模擬店は30団体が参加)、つくばの超人、Dance Dance Dance、Dance、Dance、Dance、もちつき、御輿、ゆかたコンテスト(9学群からそれぞれ選ばれた人を中心に様々なパフォーマンスが披露され得点を競うもので、やどかり祭で最も盛り上がるイベントである)が行われ、本祭エンディングで締めくくった。

学生宿舎管理事務所の高野大二郎所長は「前夜祭が中止となり、当日の天候もやや懸念されたが、予定通り開催出来て良かった。各種の企画からエンディングまで例年になく盛り上がった。

実行委員会の発表では、地域の皆さまにも二千人を超える参加をしていただき、大いに堪能していただけた。筑波大学生の情熱とパワーに改めて感動を覚えた」と語っている。

## 筑波大学「産学協同」

### 日本酒「桐の華」完成・販売

筑波大学生命科学科科学研究科の内山裕夫教授(酵母など微生物の研究が専門)の指示で、大学院修士課程の安ヶ平良人さんが、構内に咲いている「桐の花」を大量に集めて、その蜜の近くに生息する酵母のなから酒造りに適している酵母を、平成19年6月から1年半がかりで探し出した。

日本酒は、酵母の種類によって味が変わるものだが、桐の花から分離した酵母は、バナナに近い香りを出しながら発酵するのが特徴だという。

実際の酒造りは、内山教授の依頼を受けて筑西市の来福酒造(藤村俊文社長)が、酒造りに適した茨城県産の「ひたち錦」を使って純米吟醸酒を醸造。味は辛口でバランスのとれたうまみがある。今後は「ひたち錦」も大学の農業技術センターで育てたいと目論まれる。

4合瓶(720ml) 1600円  
0円で大学会館内の売店で販売されたが現在は完売。新酒は今年11月には出来る予定。

問い合わせは  
田上商店 TEL 029(851)2688



## 朝永振一郎記念 第4回「科学の芽」賞 募集

「ふしぎだと思ふこと、これが科学の芽です。よく観察して確かめ、そして考えること、これが科学の茎です。そうして最後に謎が溶ける、これが科学の花です。」

(朝永振一郎 京都市青少年科学センター所蔵の色紙より)この言葉のように、自然現象の不思議を発見し、観察・実験して考えたことをまとめ、率直な疑問・

発見をする第4回の「科学の芽」賞が筑波大学が主催し、8月20日から9月30日まで募集される。

募集は、小学生部門(3年生以上)、中学生部門、高校生部門にわけられ、レポート用紙(A4版)10枚以内にとまとめて提出。筑波大学教授及び付属学校教員などが審査選考。12月19日に表彰式・発表会が筑波大学学生会館でおこなわれる。会員の皆様のまわりの小学生・中学生・高校生に応募されるようお勧めいただきたい。なお応募作品は原則として返却されない。

# 茗溪学園だより

## 創立30周年

「茗溪会」百周年事業として誕生した本校も、今年めでたく創立30周年を迎えました。茗溪会として茗溪会員の皆さま方、多くの方々の温かい支えを感じながら、よりよい教育のあり方を求める歩みを続けていくことができ、ご支援賜りました皆さま方に、この紙面をお借りしまして感謝とお礼を申し上げます。ありがとうございます。

私たちは、この30年間に振り返り、新たな出発・発展のために、記念式典などの他に、次のような計画も記念事業に組み入れましたのでご紹介いたします。今後とも引き続きご支援賜りますようお願い申し上げます。

①国際教育推進 国際交流の機会をさらに増やし、海外の文化をより深く理解し、同時に日本文化を正しく伝えることのできるコミュニケーション力を養います。その新たな取り組みは、短期（2週間）の交換留学です。

初年度となる今年度は、イギリスのパブリックスクール二校と行います。第1陣は7月初旬、2名の高校生がやってきました。そして、来年2月にもう一つの学校から3名が来校します。本校からの生徒派遣は1月に予定しております。来年度は、交換校がさらに増えますが、内容充実を図りながら進めてまいります。

②筑波大学との連携を深める 高大連携の話題をよく聞くようになりました。本校は同窓会立学校であることを特徴の一つとしています。この筑波大学との連携強化は、生徒の学習活動活性化にかなり有効に働きます。

去る1月、大学会館において大学の先生方のご協力をいただき、「個人課題研究発表会」を行いました。このような活動を積極的に展開していきたいと思っております。

10月には30周年の記念式典と合わせ「科学シンポジウム」を、大学会館で行う予定です。活躍する卒業生にも参加してもらって、在校生の学習意欲をより刺激できるイベントにしたいと考えています。

## 運動部の活躍 高校関東大会出場6種目

今年も多くの運動部が、関東大会出場を果たしました。ラグビー、剣道(男子)、体操(男女)、バドミントン(男女)、テニス(男)、軟式野球と6部にのぼります。剣道男子は、春の全国選抜大会ベスト16の土浦日高を破って(県3位)の出場です。また、バドミントン男子は、県予選優勝での出場です(県大会優勝は初めての快挙)。

### 軟式野球部 春季関東大会初制覇

埼玉県で行われた春季関東大会決勝戦において、強豪、作新学院(栃木県)を2-0と完封して優勝を果たしました。秋期大会では2度優勝していますが、春季大会は初制覇です。1回戦から決勝戦までの4試合を完封した投手陣の活躍が光りました。選手達は、最大の目標である全国大会への2度目の出場、上位進出に向けて大きな手ごたえをつかみました。

他種目では、ラグビー部がAブロック3位でした。全国でベスト8以上を狙うには、まだまだ多くの課題があるようです。なお、4月に行われた全国選抜ラグビー大会の結果は、予選リーグ2位で決勝トーナメント進出(ベスト8以上)は果たせませんでした。

剣道、体操、バドミントン、テニスもそれぞれ善戦しましたが、上位進出は果たせませんでした。次は、インターハイ県予選となりますが、県予選突破に向けては、良い感触をつかんできています。是非ともインターハイ出場をつかんで欲しいと思います。

## 「e-Lab」観測始まる

「e-Lab」とは、宇宙線を観測する実験教室です。米国エネルギー省のサポートを受けて行われているプロジェクトの一環で、米国では四百校ちかくの高校が参加しているとのことです。

4月19日、高エネルギー加速器研究機構主催、アメリカ・フェルミ国立研究所共催のe-Lab講習会が、つくばで開催され、本校生徒も参加しました。そして翌20日、日本では3校目となる観測校として、観測機材が本校物

理実験室に設置されました。

「e-Lab」の目標は、宇宙線のデータを自分自身で取得し、世界中で取得されたデータも含めて解析を行い、自分の学校だけでなく地域や世界の高校生と対話し協力することで、組織だった研究を推進することです。観測結果は、ウェブ上の実験ノートに記録され、質問などを記載しておけば、教員のコメントが加えられて、実験ノートがグループ全体で作られられていきます。研究成果は、ポスターや論文をウェブ上に公開し世界中の参加者が閲覧します。世界の高校生との研究を通じた交流ができることを楽しみにしています。

## 国会傍聴

中学3年の公民の授業の発展活動として、春休み中の3月26日希望者53名が国会議事堂を訪ねました。二班に分かれて、予算委員会(年金問題審議)と厚生労働委員会(失業保険問題審議)を傍聴しました。難しい審議の内容でしたが、生徒の真剣に聞き入る表情を見て頼もしく思えました。他にも議事堂内見学、憲政記念館見学、議員会館食堂での昼食など、内容の濃い充実した1日となりました。



地理知識の効用

著者 大嶽幸彦 (昭41教大地理昭43院修昭48院博)

A判 149ページ 2000円 (税別)

発行所 古今書院

筆者は、フランス政府留学生として渡仏。ストラスブルグで博士取得。この取得は、日本の地理学界で最初であった。専門は、地理学本質論、方法論、フランス研究、歴史地理学、地理教育など幅広い。

本書は、地理学関係者のみならず、一般社会人を対象にしている。文章は平易で読みやすい。

本論は十九章からなる。扱うテーマは多岐にわたる。地理学を多面的に把握することが可能。たとえば、「哲学と地理学」「旅と輸送手段」「地理学に求められるもの」「環境危機と地理学」等である。各章では、自らの体験や多くの文献が掲載され、専門の地理学徒や研究者にも読んでいただきたい。

筆者は、地理学をこよなく愛し地理学の効用を説く。地理学者が地理学から離れることに懸念する。

視角は、大半が身近なことから導入し、研究論文レベルにまで達する。例えば「地図」の項では、普段使用している地図帳から歴史上、重要なものまで言及する。

いま、地理学の危機といわれている。それは、小・中学校で地理科の時間数が短縮されたことである。また、高校では、かつて必須だったものが選択になり、地理履修生が減少しつつある。そのため、さまざまな課題が地理学者、地理教育学者、地理学をサポートして下さる方々にふりかかっている。そのような時に本書が出版されたことを、われわれは喜ぶたい。

高橋伸夫 (昭39教大地理昭42院修理元筑波大教授)

著書紹介の掲載について

季刊誌「茗溪」には、茗溪会員の皆さまの著書を紹介しております。先輩・後輩・友人などの著書を、25字×18行程度の紹介文にしてください。

なお、書名、著者およびご本人の方の卒業年度、学部・学科(学群・学類)、本の大きさ、ページ数、

身体障害児―教師のための医学アトラス

編者 Eugene E. Bleck & Donald A. Nagel

監訳 上原すず子、齋藤 篤

B5判 473ページ 8500円+税

発行所 協同医書出版社(文京区本郷二―二―二)

TEL 03(818)2361、2362

本書は、米国カリフォルニア州のパロアルトにあるスタンフォード小児病院整形外科およびリハビリテーション科のブレック教授の編著で、脳性マヒ、筋萎縮症、喘息や若年性リウマチなど長期の療育を必要とされる疾患について記述したものである。

わが国に関しては、主に国立療養所や療育センターや急性期の治療を担うこども病院などに入所して治療と教育を受けている小児について記述されている。

本書は、看護師、理学療法士、作業療法士や言語療法士などのパラメディカルのほかに、障害のある子どもたちの教育に直接携わる教諭が、その障害の医学的背景を正確に把握してより良き療育を提供するための手助けになる内容になっている。

ブレック教授に、監訳者のひとり齋藤が臨床医として師事した折りに邦訳の運びとなり、教育学部で養護教諭の教育に携わる小児科医上原の協力により24名の分担執筆のもと上梓された。

時代と共に診断と治療に関する進歩は目覚ましいものの、療育における教育的配慮の基本は変わらない。本書は、身体に何らかの障害を持つこども達の医学的側面を理解して、より良き教育に寄与される教諭のための数少ない出版物のひとつである。

齋藤 篤 (昭27教大動物入学)

価格、発行所等を付記して下さい。

送っていただいた原稿は、部内の掲載検討会議ではかったうえ、できるだけ多く紹介しようと考えております。

また、茗溪会事務局に、紹介した本を永く保存するため、一冊ご寄贈くださるようお願い致します。

茗溪会の公開講座 (平成21年度の年間予定)

東京地区	テーマ	講師	筑波地区	テーマ	講師
6/20(土) 茗溪会館	文芸公演・朗読 平安朝の女性像をめぐる ～源氏物語と堀辰雄『曠野』を読む	幸田 弘子 女優	9/26(土) 筑波大学 会館ホール	文芸公演・朗読 平安朝の女性像をめぐる ～源氏物語と堀辰雄『曠野』を読む	幸田 弘子 女優
10/10(土) 茗溪会館	黄色い大地に緑を	高見 邦雄 NPO 緑の地球ネットワーク	10/25(日) 筑波研修 センター	日英ことば遊び入門	藤原 保明 筑波大学 名誉教授
12/5(土) 茗溪会館	色を科学する	新井 達郎 筑波大学教授	11/14(土) 筑波大学 大学会館	未定	未定
2/13(土) 茗溪会館	中高齢者の 健康神話を検証する ～5000人のカウンセリングから	古藤 昭子 産業健康振興 協会理事長	開催時間はいずれも午後2時～3時30分 土曜日開催、ただし、10月25日のみ日曜日開催。 東京と筑波、会場にご注意ください。		